

2022年版EDINETタクソノミ更新概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新する必要があり、原則として、年一回更新を行うものとしています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、更新の主な内容は次のとおりです。

- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令改正への対応
- ・ 財務諸表等規則等改正への対応
- ・ 別記事業に係る会計規則改正への対応
- ・ その他

1. タクソノミの更新内容

今回の年次更新におけるタクソノミ更新の主な内容は次のとおりです（タクソノミ更新の全体概要については『EDINETタクソノミ更新概要添付資料』を、タクソノミ更新の完全な詳細については『EDINETタクソノミ差分情報』をそれぞれ御参照。）。

1-1. 企業内容等の開示に関する内閣府令改正への対応

令和3年2月3日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正に対応するため、タクソノミ要素の追加及び削除を実施しました。

1-2. 財務諸表等規則等改正への対応

令和3年2月3日公布の財務諸表等規則等改正に対応するため、タクソノミ要素の新設を実施しました。

1-3. 別記事業に係る会計規則改正への対応

令和3年3月31日公布の電気事業会計規則改正に対応するため、タクソノミ要素の削除を実施しました。

1-4. その他

(1) 英語ラベルの一部変更

英語ラベルに関する一般意見への対応として、全体的な平仄の観点での英語ラベルの見直し及び英語表現の改善を実施しました。

(2) 臨時報告書タクソノミ等の該当なし要素の削除

開示府令タクソノミ及び特定有価証券開示府令タクソノミについては、該当ない旨、省略する旨等の記載について通常のテキストブロック要素を用いる方針でタクソノミ要素の削除を実施しました。今回の更新では、臨時報告書タクソノミ、自己株券買付状況報告書タクソノミ、特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ、特定有価証券臨時報告書タクソノミ及び内部統制タクソノミについても同様の方針とし、タクソノミ要素の削除を実施しました。

(3) 利用実績等に基づくタクソノミ要素の新設及び削除

勘定科目の利用実績に基づき新規の勘定科目要素を追加しました。また、利用実績のない勘定科目要素で今後とも利用が見込まれないものを削除しました。

2. ガイドラインの更新内容

今回の年次更新におけるガイドラインの主な更新内容は次のとおりです（更新内容の詳細については、各ガイドラインの新旧対照表を御参照。）。

- ・ 提出会社が最大保有会社又は投資株式計上額が次に大きい会社に該当する場合でも、提出会社用のタクソノミ要素を用いる旨を追加（『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-5-2-17 株式の保有状況」を御参照。）。
- ・ 新設会社に係る詳細タグ付け要件を明確化し、予定に基づく情報にタグ付けをする場合のコンテキストIDは、予定日コンテキスト(FutureDateInstant)とする旨を追加（『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-5-2-20 新設会社の有価証券届出書」を御参照。）。

3. 根拠法令

次の法令等の改正に基づき、EDINETタクソノミの設定を更新しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令（令和3年2月3日改正）
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和3年2月3日改正）
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和3年2月3日改正）
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和3年2月3日改正）
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和3年2月3日改正）
中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和3年2月3日改正）
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和3年2月3日改正）
電気事業会計規則（令和3年3月31日改正）

4. タクソノミのバージョン

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 財務諸表本表タクソノミ
- ・ 国際会計基準タクソノミ
- ・ 開示府令タクソノミ
- ・ 臨時報告書タクソノミ
- ・ 自己株券買付状況報告書タクソノミ
- ・ 特定有価証券開示府令タクソノミ
- ・ 特定有価証券臨時報告書タクソノミ
- ・ 特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ
- ・ 内部統制タクソノミ

これら以外のEDINETタクソノミについては、従前のEDINETタクソノミを引き続き利用します。EDINETタクソノミの直近のタクソノミ日付及びEDINETタクソノミにおけるタクソノミ日付は、次の表のとおりです。

タクソノミ名称	直近のタクソノミ日付	EDINETタクソノミにおけるタクソノミ日付
DE Iタクソノミ	2013-08-31	同左
財務諸表本表タクソノミ	2020-11-01	2021-11-01
国際会計基準タクソノミ	2020-11-01	2021-11-01
開示府令タクソノミ	2020-11-01	2021-11-01
臨時報告書タクソノミ	2019-11-01	2021-11-01
自己株券買付状況報告書タクソノミ	2013-08-31	2021-11-01
特定有価証券開示府令タクソノミ	2020-11-01	2021-11-01
特定有価証券臨時報告書タクソノミ	2019-11-01	2021-11-01
特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ	2014-07-31	2021-11-01
他社株公開買付届出書タクソノミ	2020-11-01	同左
他社株意見表明報告書タクソノミ	2013-08-31	同左
他社株公開買付撤回届出書タクソノミ	2013-08-31	同左
他社株公開買付報告書タクソノミ	2013-08-31	同左
他社株対質問回答報告書タクソノミ	2013-08-31	同左
自社株公開買付タクソノミ	2014-07-31	同左
大量保有タクソノミ	2014-07-31	同左
内部統制タクソノミ	2013-08-31	2021-11-01

5. 適用時期

適用時期は、次のとおりです。なお、今回更新対象外のEDINETタクソノミの適用時期は、従前のとおりです。

対象書類	適用時期
有価証券報告書	2022年（令和4年）3月31日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類から適用
四半期報告書及び半期報告書	2022年（令和4年）4月1日以後に開始する事業年度又は特定期間に係る書類から適用
有価証券届出書	2022年（令和4年）3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度又は特定期間を直近の特定期間とする財務諸表等を掲げる書類から適用
臨時報告書及び自己株券買付状況報告書	2022年（令和4年）4月1日以後に提出する書類から適用（ただし、2022年（令和4年）1月1日以後に提出する書類から早期適用可）
発行登録書及び発行登録追補書類	2022年（令和4年）4月1日以後に提出する発行登録書及び当該発行登録書に関連する発行登録追補書類に適用
内部統制報告書	2022年（令和4年）3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用（ただし、2022年（令和4年）1月1日以後に提出する書類から早期適用可）

6. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
2021年（令和3年）11月末頃	2022年版EDINETタクソノミの運用開始（これにより2022年版EDINETタクソノミを用いた事前チェック及び仮登録が可能になります。）

以上